

社団法人 斜面防災対策技術協会定款

昭和53年 9月27日 制 定
平成元年 7月21日 一部変更
平成 8年 7月10日 一部変更
平成 9年 7月10日 一部変更
平成15年 6月30日 一部変更
平成17年 9月21日 一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人斜面防災対策技術協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の協力によって地すべり対策、がけ崩れ対策、雪崩対策（以下「斜面防災対策」という。）技術の向上及び斜面防災対策業の健全な発展を図り、もって斜面防災対策事業の普及と促進に協力し、国土の保全と民生の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 斜面防災対策技術の進歩改善に関する調査及び研究
- (2) 斜面防災対策事業の発展と普及啓蒙のため、会誌、図書その他印刷物の刊行
- (3) 斜面防災対策技術に関する研修会、研究会及び講演会等の開催
- (4) 地すべり防止工事士の認定試験、登録及び証明に関する事業
- (5) 国際会議、学会その他本会の目的に適合する団体への協力及び参加
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会員の種類及び資格)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員 斜面防災対策に関する業を行う者で本会の目的に賛同して入会した法人又は個人

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した法人又は個人

(入会手続)

第6条 本会の会員となるには、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納めなければならない。

2 本会に納入した入会金及び会費は、その理由のいかんを問わずこれを返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡又は会員である法人が解散したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により除名することができる。この場合においては、その会員に対してあらか

じめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び顧問等

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
専務理事	1 名
理 事	1 8 名以上 2 3 名以内 (会長、副会長及び専務理事を含む。)
監 事	2 名

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、正会員 (法人の代表者として本会に対してその権利を行使する者を含む。) の中から選任するものとする。ただし、理事のうち 5 名以内、監事のうち 1 名は正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選による。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 役員が異動したときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
なお、登記が必要な役員については 2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添えて届け出るものとする。

(役員の職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務の執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総

会又は国土交通大臣に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(資格喪失による退任)

第15条 第12条第2項ただし書以外の役員が正会員の資格を失ったときは、退任するものとする。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長、相談役、顧問及び参与)

第18条 本会に名誉会長、相談役、顧問及び参与を置くことができる。ただし、名誉会長、相談役及び参与はそれぞれ2名以内、顧問は2名以上5名以内とする。

- 2 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、理事会の議決を経て委嘱する。
- 3 名誉会長は、本会の運営の重要事項に関して会長に意見を述べることができる。
- 4 相談役は、本会の運営の基本方針に関して会長に意見を述べることができる。
- 5 顧問は、本会の事業に関して会長に意見を述べることができる。
- 6 参与は、専門技術に関して会長に意見を述べることができる。

7 名誉会長、相談役、顧問及び参与の任期、報酬等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(議決事項)

第21条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 理事、監事の選任又は解任
- (5) 会員の除名
- (6) その他本会の運営上特に重要な事項
- (7) 前号までに掲げるもののほか、会長が付議した事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、第13条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第6章 理事会

(種別)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第31条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 前号までに掲げるもののほか、会長の付議した事項

(開催)

第32条 通常理事会は、毎年3回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき、又は、監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、第13条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれを行う。

(定足数等)

第35条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第36条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第8章 資産と会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、第37条に規定する資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、総会において出席正会員の3分の2以上の議決により承認を受けなければならない。また、これを変更するときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の事業計画及びこれに伴う予算は、総会承認後速やかに国土交通大臣に届けなければならない。これを変更したときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、総会において出席正会員の3分の2以上の議決により承認を受けなければならない。

2 前項の事業報告書等は、事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第43条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て国土交通大臣に届け出なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるもののほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第46条 解散のときに存する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び職員をおく。

2 事務局長及び職員は、理事会の同意を得て会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び種類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 理事及び監事の履歴書

(10) 職員の名簿及び履歴書

(11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第11章 雑則

(施行細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により、会長が定める。

附 則 (昭和53年9月27日制定)

1 本会の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、設立総会において選任された者がこれにあたり、その任期は、第13条の規定にかかわらず、本協会設立の日から次の通常総会終了の日までとする。

2 本会の設立当初の事業計画及び予算は、第20条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則 (平成元年7月21日)

この定款の変更規定は、建設大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 1 0 日）

この定款の変更規定は、建設大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 1 0 日）

この定款の変更規定は、建設大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年 6 月 3 0 日）

この定款の変更規定は、国土交通大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成17年 9 月 2 1 日）

この定款の変更規定は、国土交通大臣の認可のあった日から施行する。